

「芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策

【子どもの人権に配慮した生徒指導】

再発防止策

- (1) 児童の心身と安心・安全な教育環境を保障する学校づくりのため①「いじめ防止対策推進法」とそれに関わる指導事例研修や ②児童の権利に関する条約及び「こども基本法」を活かした生徒指導の在り方についての研修 ③スクールカウンセラー（以下SC）による「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修を実施する。
- (2) 加害児童に対しては、いじめが相手の人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚し、今後の行動に活かせるための指導を継続的に行う。また、加害児童保護者にも指導方針を説明し、再発防止に向けての理解と協力を求める。
- (3) SCをはじめとした専門家との協働による、①いじめの解消に向けた効果的な取り組み②保護者との連携等が円滑に行えるよう、いじめ対応委員会やケース会議への参加体制を整える。特に、弁護士の助言、指導を直ちに仰げる体制づくりに関して、市教委と連携して進める。
- (4) 「命を大切に、互いに認め合い生きようとする子の育成」を目標に実践している人権教育を振り返り、改善を図る。例年6月に実施している「仲間づくり月間」では「自分の大切さや他の人の大切さに気付き、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う」「自分も大切、相手も大切という考えから、互いに尊重し、かけがえのない命を大切にしようとする心情を育てる」「いじめを未然に防止するための知識、資質や能力を育む」「学習を通して、いじめは絶対に許せないものであるという心情と実践意欲を育てる」の4点をねらいとしている。今後もねらいや学習内容を明確にし、指導の充実を図る。

【いじめを重大事態化させないための初期対応】

再発防止策

- (1) 保護者と学校の信頼関係が損なわれないよう、被害児童側、加害児童側の訴え、思いを受け止め、丁寧な対応に努める。着実に事実確認（聞き取り）を行い、職員会議等での情報共有を徹底し、指導にあたる。学校で確認した事実は保護者に正確に伝え、解決に向けた具体的方針と対応策を提示する。

【組織的・継続的な対応】

再発防止策

- (1) いじめやいじめの疑いに関する情報を得た教職員は、一人で抱え込むことなく、直ちに学年団、管理職、いじめ対応委員会担当に報告し、いじめ対応委員会を開催する。いじめ対応委員会では事実関係の把握に向けた準備や役割分担を行い、一次対応にあたる。聞き取った情報をもとに全体像を把握し、被害児童の安全を最優先として、対応方針を決定する。「いつ」「誰が」「どのように対応するのか」を決め、全教職員に周知し、迅速に行う。また、SCやスクールソーシャルワーカー（以下SSW）が早期にいじめ対応委員会に参加できるよう勤務日の調整について市教委と連携して進める。
- (2) 被害児童が安心して学校生活を送るための具体的な計画（登下校の方法や校内巡視指導 など）を全教職員で共有、確認、分担し、取り組む。取り組みの評価を適宜行い、改善を図る

- (3) いじめ行為が一旦止んでいたとしても、被害児童の傷つきや苦しみが続いていることを念頭に、継続的な状況把握に努める。被害児童の不安や傷つきの再燃が認められた時には直ちに、被害児童の心情を受け止め、問題解決にあたる。

#### 【情報の「可視化」と「記録化」による情報共有】

##### 再発防止策

- (1) いじめの状況把握のために作成した記録やいじめ対応にあたっての対応経過記録、いじめ対応委員会の議事録は確実に作成し、保存する。作成した記録はいじめ対応のアセスメントや評価に活用する。また、いじめ対応を多角的に検討するために、児童への聞き取りや保護者対応の担当者が作成した個別の記録も併せて保存する。
- (2) いじめ対応委員会で把握した情報や対応方針、指導の進捗はいじめ対応委員会で情報共有するだけでなく、適宜機会を設け（臨時の職員集合など）全教職員での情報共有に努める。

#### 【実効的な「チーム学校」に求められる視点と姿勢】

##### 再発防止策

- (1) 「一人で抱え込まない」、「どんなことでも問題を全体に投げかける」、「管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる」、「同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする」といった姿勢を教職員及び多職種の専門家等が意識することにより、実効的に「チーム学校」を機能させていくことができる体制づくりを構築していく。

#### 【関係機関等との連携】

##### 再発防止策

- (1) 学校だけでは解決が困難な事案に対しては早期から学校が直接、弁護士や医師など専門家からアドバイスを受けられるよう市教委に働きかけ、支援体制の構築を求める。
- (2) 関係する児童がつながる専門機関に対して、本人や保護者の了解を得て、情報共有やケース会議への参加依頼など連携を図る。

#### 【いじめ対応におけるガバナンス（危機管理体制）】

##### 再発防止策

- (1) SC や SSW 等の専門家に助言を得ながら、いじめ防止基本方針を見直し、改定を行う。
- (2) 校内でのいじめ重大事態認定までの過程を整理し、周知徹底する。いじめ対応の早期から専門家の活用が図れるよう市教委と連携し、支援体制の構築を進める。